

静岡県婦人保護施設清流荘指定管理業務に関する評価委員会並びに県評価結果

平成 29 年 10 月

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

1 指定管理者名

社会福祉法人 葵寮

2 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）

3 指定管理業務評価の流れ

- (1) 平成 28 年度の指定管理業務について、指定された業務をどの程度実施したかを明確にするため、指定管理者が自己評価を行った。
- (2) 県では、事業報告書、自己評価表、その他必要と認める書類の確認と指定管理者へのヒアリングを行い、県としての評価を行った。
- (3) 自己評価と県評価の内容を、客観的に評価し、評価や改善点などを指摘し、今後の指定管理業務の向上につなげるため、静岡県婦人保護施設清流荘指定管理者評価委員会設置要綱に定められた評価委員会を開催し、指定管理者及び県へのヒアリング等をもとに総合評価を行った。（開催日 平成 29 年 8 月 24 日）

4 評価結果

- (1) 平成 28 年度業務に関する評価委員会による評価

①総合評価（5 段階評価）

平成 28 年度の実績は、「概ね評価できる」と判断し、「4」とした。

1	2	3	4	5
全く評価できない	概ね評価できない	可も不可もない	概ね評価できる	大変評価できる

②評価する点

- ・ 防犯マニュアル、外国語の施設入所マニュアルを作成し、入所者の安全と生活しやすい環境づくりに努めている。
- ・ 利用機関向けアンケートの実施、広報誌の発行等を行い、双方向での情報の伝達を行っている。
- ・ ステップルームを活用した入所者の自立支援や就職支援を行い、退所後も状況に応じたフォローを行っている。

③改善すべき点

- ・ 婦人保護施設は集団生活を提供する場所であるため、防犯面や食中毒等、事故が発生しないように努めることが必要である。

- ・ 婦人保護施設での入所支援を必要としている人に対し、自立支援や就業支援などの様々なサポートを行っている婦人保護施設の存在について、周知していく必要がある。

(2) 平成 28 年度業務に関する県評価の概要

①施設の利用、運営に関する業務

ア 施設の利用状況

入所が必要と県が判断した者を受け入れて、個々の状況に応じた適切なケアを実施している。

28年度は入所者数が前年度と比べ増加した。要因は様々だが、入所者を積極的に受入れ、支援を行った成果の一つであると評価出来る。

イ 利用者のニーズの把握

入所後のニーズをより細やかに把握するため、アンケートだけでなく、朝礼や面接において入所者の変化をとらえて声をかけるなど、指導員に直接要望を伝えられる関係作りに努めている。退所時に苦情箱への投函があったことから、入所者の更なるニーズ把握に努めてほしい。

ウ 苦情処理

苦情処理体制は整備されており、処理状況も良いと考える。

苦情投書ではない要望箱への投書についても、第三者委員会に対応を報告するなど、入所者の意見を汲み取るよう努めている。

エ 法令遵守及び個人情報の保護

法令遵守にかかる調査等における指摘事項等は無く、個人情報の保護についても適切な処理をしている。

オ 財務状況

県と協議の上、予算の範囲内で必要な修繕を実施するなど、効率的な運営がなされている。

②入所者の処遇に関する業務

ア 利用者の安全確保

婦人保護施設において安全の確保は特に留意する事項であるが、防犯センサーの一部が反応しなかったことが判明した。現在は改善されているが、防犯設備についても定期的な点検を行っていく必要がある。

イ 利用者の健康管理

ノロウイルスによる集団食中毒が発生したが、発症者については直ちに医療機関の受診をさせることにより回復に努めた。また、市保健所等の指導の下、原因を早期に究明し、再発防止策を立て、従業員の手洗いの徹底、業務の見直しを行った。

ウ 利用者の自立に向けた取組

H25 年度末に居室 2 室で自炊等が出来るようステップルームとして整備。母子世帯の移転先となることが多い母子生活支援施設からその訓練効果について評価されており、着実に活用されていると評価出来る。

エ 職員の資質向上

女性保護以外の分野でも就業等の業務に関係のある研修に積極的に参加しており、職員の資質向上のための努力が認められる。

③施設の維持管理に関する業務

適正な維持管理がなされており、維持補修に関する連絡も工事金額の大小に関わらず事前に報告され、適正に処理されている。